

黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

1 財産処分の経緯

令和 7 年度末でごみ処理場の共同処理を終了する黒石地区清掃施設組合において、旧し尿処理施設の土地及び建物（平成 28 年 3 月 31 日付でし尿処理施設を用途廃止）を令和 7 年 4 月に処分することとしており、この財産処分については、地方自治法第 289 条の規定により関係地方公共団体の協議により定めることとされ、同法第 290 条の規定により当該協議は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。

2 処分する財産(旧し尿処理場)の概要

(1) 土地

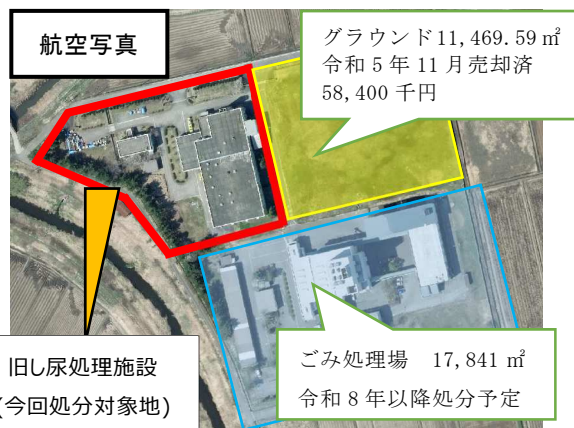
所在地	地目	地積
黒石市大字竹鼻字南野田 62 番 6、62 番 9	宅地	10,183.40 m ²
黒石市大字竹鼻字南野田 62 番 7	用悪水路	254.00 m ²
	合計	10,437.40 m ²

(2) 建物

名称	構造等	延床面積
旧し尿処理施設 管理棟	鉄筋コンクリート造	386.257 m ²
旧し尿処理施設 し尿処理棟	鉄筋コンクリート造	2,797.675 m ²
旧し尿処理施設 洗車場用器具庫	鉄筋コンクリート造	2.722 m ²
旧し尿処理施設 車庫	鉄骨造	43.875 m ²
	合計	3,230.529 m ²

(3) 工作物

(門柱、フェンス、樹木) 一式



3 財産処分

処分の相手方	弘前市大字神田五丁目 4 番地 5 株式会社青南商事 代表取締役 安東 元吉
処分の方法	無償譲渡
譲渡の理由	黒石地区清掃施設組合環境管理センターの利活用に関する条件付き公募型プロポーザルの優先交渉権者である相手方に譲渡することにより、プラスチック資源循環システムの構築に資するとともに、加入市町村が将来負担すべき建物の解体に伴う財政負担が軽減されるため、当該財産を無償で譲渡するものである。
譲渡の条件	現状有姿での譲渡とし、プラスチック資源再商品化事業の用に供すること。